

一日消防団体験募集運営・消防団イメージアップ広報業務 委託仕様書（案）

1 業務名

一日消防団体験募集運営・消防団イメージアップ広報業務

2 委託期間

委託契約の締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで

3 目的

若者、女性及び事業所の従業員に対する消防団の理解や入団促進のため、消防団活動を体験する機会を提供するとともに、若者や女性に向けた消防団の理解促進やイメージアップを図る広報活動を実施し、消防団の認知度の向上及び入団意欲の喚起を図ることを目的とする。

4 業務内容

（１） 一日消防団体験募集運営業務

① 事業概要

若者、女性及び事業所の従業員を対象として、実際の消防団活動の体験を通じた消防団の理解や入団促進を図るため、県消防学校及び消防団との連携のもと、一日消防団体験を実施する。

② 実施概要

ア 日程及び会場

下記のとおり開催する。当日の詳細なスケジュールの調整は県で行う。

令和 7 年 10 月 11 日（土） 飯田消防署（飯田市羽場町 1－1 2－4）

令和 7 年 11 月 8 日（土） 松本市消防団トレーニングセンター（松本市島内 8 0
5 2－1）

イ 体験の所要時間

5 時間程度

ウ 募集人数

各会場 30 人程度

エ 体験内容

県において、消防団等の関係者と協議の上、決定する。

〔体験内容の一例〕

規律訓練

放水訓練（女性消防操法の紹介）

救命講習

団員による活動紹介、座談会 等

③ 委託内容

ア 周知広報

- ・ 参加者の募集に向けて、チラシ・ポスターを作成し、配布等の周知広報を行うこと。なお、チラシ、ポスターは、消防団の活動紹介や消防団協力事業所の施策等、体験の参加募集のみではなく、入団促進も考慮した内容とすること。
- ・ チラシ・ポスターの仕様は下記のとおりとする

[チラシ]

A 4 サイズ (縦)、両面フルカラー、コート紙 90kg、5000 枚以上

[ポスター]

B 2 サイズ (縦)、片面フルカラー、コート紙 135 kg、500 枚以上

- ・ 周知広報には、県公式ホームページや県公式 LINE のほか、県が管理する下記の SNS を活用した広報が可能であること。

信州消防団（長野県）公式 X、【長野県】消防団広報 TikTok、YouTube 【長野県】消防団広報チャンネル

- ・ その他の SNS や広報誌への広告等、募集に係る広報の提案がある場合は、県と協議の上実施すること。

イ 参加希望者の申込受付及び参加者の決定

- ・ 参加の申込は、参加希望者が容易に参加申込可能な Web エントリーシステムを使用すること。
- ・ 参加希望者の申込を受け付けたのち、事業実施日の 2 週間程度前を目途とし、参加者を決定すること。
参加希望者が募集人数を超える場合は、県と協議の上決定すること。
- ・ 参加者決定後、全ての参加希望者へ参加可否の連絡を行うこと。また、参加者決定後のキャンセルの対応についても行うこと。
なお、定員に満たない場合には、県と協議の上、参加希望者の追加募集を行い、参加者を決定する場合がある。
- ・ 参加者からの問合せ対応、参加者への事前連絡等を行うこと。

ウ イベント保険の加入

- ・ 参加者決定後、全ての参加者を対象に、万が一の怪我に備えたイベント保険へ加入すること。保険内容は、死亡、入院、通院に関する補償とすること。

エ 当日の運営・進行

- ・ 当日の参加者受付、進行、写真撮影等の記録を行うこと。記録においては、事前に参加者に承諾を取ること。
- ・ 必要に応じて、会場の下見を行うこと。
- ・ 体験内容（４（１）エ）の実施に関する対応は、県及び消防団が行うものとする。

オ アンケートの実施及び回答の収集、分析

- ・ 参加者に対して、事後アンケートを実施すること。
- ・ アンケートは、参加者が容易に回答可能な Web アンケートフォーム等を使用すること。
- ・ アンケート内容は一日消防団体験に対する満足度、消防団への理解や入団意欲などを把握するものとして、本事業の趣旨を踏まえて受託者が作成し、県と内容を協議の上、決定する。

カ 実績報告書の作成

- ・ 実施した内容やアンケート結果を取りまとめた実施結果報告書（概要版、詳細版）を作成すること。
- ・ 概要版は、当日の実施状況が分かる写真、アンケート集計の概要をまとめたものとする。
- ・ 詳細版は、周知広報や運営等の実施概要、当日の実施状況が分かる写真、参加者の属性、アンケート分析結果等の詳細をまとめたものとする。

④ 備考

- ・ 参加者は現地集合・現地解散となるため、会場駐車場の整理・誘導等、会場出入口での乗車・降車等の安全確保を図ること。
- ・ 訓練に必要な資機材や安全装備品の用意は県が行うが、その他運営に必要な消耗品等がある場合、受注者が調達する。
- ・ 一日消防団体験については、②アとは別に、県の運営により、令和7年8月5日（火）に長野県消防学校（長野市篠ノ井東福寺 1275-1）での実施を予定している。

（２）消防団イメージアップ広報業務

① 事業概要

主に若者や女性を対象とし、消防団に関心を持ってもらうこと、また消防団のイメージアップを図ることを目的とした広報媒体を制作する。

広報媒体の一つとして漫画を制作し、県内消防団員へのインタビューを通して、「加入して良かったこと」等のやりがいや、体験談とともに、若者や女性も活躍していることや各市町村や県が実施している制度、事業を紹介する。

また、制作した漫画の配布のほか、ホームページ、雑誌等での広告を通して、県内全域に漫画について周知を図り、消防団のイメージアップ広報を実施する。

② 委託内容

ア 広報媒体（漫画）の制作

- ・ 若者や女性が消防団の存在を身近に感じ、消防団活動への理解促進や加入促進につながるよう、消防団の活動内容や制度の概要、魅力ややりがい等について掲載すること。
- ・ デザインや構成等については、特に若者が興味を引き、読みやすくなるよう工夫す

ること。

- ・ 入団のきっかけや活動内容、やりがい等について、現役消防団員にインタビューを行うこと。なお、団員の選定について、県が調整することも可能であること。

〔掲載内容の例〕

消防団の活動内容の紹介

消防団の入団方法

消防団の魅力ややりがい

各種制度・事業の紹介（学生消防団活動認証制度、準中型免許取得助成、信州

消防団員応援ショップ事業 他） など

- ・ 漫画制作及び印刷にあたっての仕様は下記のとおりとすること。
A 5 サイズ（縦）、中綴じ、16 ページ程度、フルカラー、表紙及び本紙はマットコート紙 57.5kg
- ・ 冊子の印刷部数は、30,000 部以上とすること。
- ・ 冊子の内容をパソコンやスマートフォン、タブレット等のデバイスで閲覧できるよう、デジタルブックを作成すること。

イ 広報媒体（冊子）の配布

- ・ 希望する県内市町村（77 市町村）や高校・大学・専門学校等に冊子を送付すること。なお、希望冊数は、県において調査を行う。
- ・ 県に納品する部数については、別途県から指示するものとする。

ウ 広報活動

- ・ 若者や女性のアクセスや購読が多いホームページや雑誌等において、消防団のイメージアップを図る記事や広告を作成し、広報を実施すること。掲載する媒体数は下記のとおりとする。

ホームページ 2 つ以上

雑誌 1 誌以上

- ・ 県公式ホームページや県公式 LINE のほか、県が管理する下記の SNS を活用した広報が可能であること。

信州消防団（長野県）公式 X、【長野県】消防団広報 TikTok、YouTube 【長野県】消防団広報チャンネル

- ・ その他の広報活動については受託者の提案のもと、県と受託者で内容を協議の上、決定する。

5 成果物の納品

（１） 成果品の提出

以下により、成果品を提出すること。

① 提出物及び提出期限

区分	成果品名	納品形式	提出期限
一日消防団 体験募集運 営業務	・実施結果報告書（概要版）	Word 及び PDF	令和 7 年 11 月 17 日（月）
	・実施結果報告書（詳細版）	Word 及び PDF	令和 7 年 12 月 15 日（月）
	・アンケート集計データ	Excel	
消防団イメ ージアップ 広報業務	・漫画（冊子）	紙媒体	令和 7 年 12 月 15 日（月）
	・漫画（デジタルデータ）	PDF	
	・実施結果報告書	Word 及び PDF	令和 8 年 1 月 30 日（金）

備考 電子データとして納入するものにあつては、データを格納した CD-ROM、DVD-ROM を 1 部納入すること

② 納入場所 長野県危機管理部消防課

(2) 完了検査

受託者は、業務実施成果品を県に提出し、県による検査を受けるものとする。その結果、成果品について本仕様書及び打合せ協議による県の要求を満たさない場合には、速やかに修正等を行うものとする。

(3) 納品

受託者は、本業務を確実に遂行し、期間内に成果品を納入する義務を負う。成果品に、受託者の責めに帰すべき瑕疵が認められた場合には、納品完了後であっても、受託者は速やかに訂正しなければならない。このことに要する経費は受託者の負担とする。

6 その他

(1) 再委託について

受託者は本業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効果的・効率的に行う上で必要な部分については、県と協議の上、再委託することができる。

(2) 著作権の帰属

本業務で作成された報告書等のデータ、記載内容の著作権については県に帰属するものとする。

(3) 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

(4) 本仕様書にない事項の取り扱い

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

ただし、仕様書に明示のない事項で、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。